#### 大阪府アルコール健康障がい対策推進計画(平成29年度策定・令和3年度見直し) 概要版

資料4

# 位置付け

アルコール健康障害対策基本法(平成 25 年法律第 109 号)第 14 条第 1 項の 「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定

## 計画の対象期間

平成 29 (2017) 年度から7年間 (2023年度まで)

# 取組みの方向性

- 1.治療と回復及び相談体制の強化
- 2.発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

# 主な取組み

#### 【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】

- ・治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供
- ・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供

#### 【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】

- ・医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制 (SBIRTS※) の構築の推進
- X Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups
- ・研修や事例検討会による支援スキルの向上

### 【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】

- ・アルコール使用障がいスクリーニング、ブリーフインターベンションの普及
- ・連携による早期発見・早期治療

#### 【発生予防・再発予防の充実】

- ・飲酒に伴うリスク、不適切な飲酒等についての啓発の推進
- ・20 歳未満の者等の不適切な飲酒に対しての指導・取締りの実施
- ・回復支援を行う自助グループや関連団体への支援
- ・地域生活支援充実のための施策の推進

### 目標数値

※下線部は令和3年度での見直し箇所

注:1~3は国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の目標年度・数値

#### 1.20 歳未満の飲酒者をなくす

学年	性 別	平成 26 年	平成 29 年	
中学	男 性	7.2%	3.8%	
3年	女 性	5.2%	2.7%	
高校	男 性	13.7%	10.7%	
3年	女 性	10.9%	8.1%	



令和5年(2023年) 目標値 0 %

男性 40g (日本酒換算で2合)以上 女性 20g (日本酒換算で1合)以上

### 2.生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす

	性別	平成 27年 ※1	平成 29 年 ※2
府	男 性	17.7%	14.1%
הוי	女 性	11.0%	13.7%
田	男 性	13.9%	14.7%
国	女 性	8.1%	8.6%

令和5年(2023年) 目 標 値 男 性

13.0% 女 性 6.4%

※1: 府の値は平成26年、27年の平均値※2: 府の値は平成28年、29年の平均値

#### 3.妊娠中の飲酒をなくす

平成 25 年度(2013 年度)

平成 29 年度(2017 年度)

4.3%

1.2%

令和 5 年度(2023 年度) 目 標 値 0%

### 4.身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する

平成 28 年度(2016年度)

令和3年度(2021年度)

令和5年度(2023年度)目標値

研修受講者 0 人

研修受講者 750 人

研修受講者 1,000 人

### 推進体制

◇アルコール健康障がい対策連絡会議(庁内会議)

政策企画部、府民文化部、福祉部、商工労働部、環境農林水産部、都市整備部、 教育庁、大阪府警察、健康医療部(地域保健課が事務局)が参画

◇アルコール健康障がい対策部会 (関係者会議)